



凡例
 浸水した場合に想定される水深(深さ)別

20.0m以上の区域
10.0m～20.0m未満の区域
5.0m～10.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域
0.5m～3.0m未満の区域
0.5m未満の区域

— 市界線
 ■ 洪水浸水想定区域の対象となる河川(区)

- 1 説明文
- この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)を示したもので、想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和49年法律第150号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 - この洪水浸水想定区域図は、全般的な「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水浸水想定区域の態様を示して、想定最大規模の降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超え、氾濫及び内水による影響等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- 作成主体 県庁
 - 指定年月日 令和 年 月 日
 - 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
 - 条例指定河川 市川、白川、新堀川、香取川、大堀川、小田原川、太田川、道土川、猪苗川、東山川、甲良川、新古川、新古川放水塔、尾川、岡部川、小堀川、雲津川、七種川、西谷川、新堀川、新堀川放水塔、平田川、矢田部川、須賀川、神谷川
 - 水防法指定河川 市川水系市川、新堀川
 - 関係市町 市川町、神岡町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市
 - その他の計算条件等
 - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で「基本・細か・厳格」した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が「基本・厳格」した場合の浸水状況は図示していません。
 - この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道を示す図面においては、危険となる水位に達した時点で破綻せず、堤防が無い区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 - 氾濫計算は対象区域を25mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュ間の地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。
 - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を抽出し、関係する計算メッシュとの高低差や、建設工事の進捗(道路や河川の掘削等)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

